

山鹿市結婚新生活支援事業補助金交付要領

第1 趣旨

この要領は、結婚に伴う新生活を開始する際の経済的な負担を軽減することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対する補助金に関し、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 次に掲げる費用をいう。
 - ア 住宅取得費用 婚姻を機に本市で住居を取得する際に要した費用のうち、住宅の購入費をいう。ただし、婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に取得した住宅に限る。
 - イ 住宅賃借費用 婚姻を機に本市で住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当の支給を受ける場合又は生活扶助により当該住宅に係る賃料の支給を受けている場合は、当該住宅手当及び当該賃料に相当する額を除く。
- (3) 引越費用 婚姻を機に本市への転入又は本市内での転居に伴い引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (4) リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築若しくは改築又は設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置に係る費用については対象外とする。また、婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に実施した当該住宅のリフォームであること。

第3 補助対象世帯

補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請日において、住居費又は引越費用に係る住居の住所で本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 夫婦の所得（交付申請の時点で取得できる最新の所得証明書を基に、夫婦の所得金額を合算した額をいう。）が500万円未満であること。ただし、次の場合は、それぞれに掲げる計算方法により算出した金額が、500万円未満であること。
 - ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合でも、夫

婦の所得を算出する。

イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得証明書を基に算出した夫婦の所得額から令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間の当該貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た金額

- (4) 夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、申請日において市税等の滞納がないこと。
- (5) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
- (6) 補助金の交付を受けた日から、夫婦共に5年以上継続して本市に定住する意思があること。
- (7) 夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、山鹿市暴力団排除条例(平成23年山鹿市条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

第4 補助金の額等

補助金の額は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払われた住居費、引越費用及びリフォーム費用の合計額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、婚姻日において夫婦共に29歳以下のときは、60万円を上限とする。

第5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山鹿市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、令和6年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 夫婦の前年度分の所得証明書
- (4) 世帯全員の市税等に滞納がないことを証明する書類
- (5) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し(住宅を取得又はリフォームした場合)
- (6) 住宅の登記事項証明書(住宅を取得又はリフォームした場合)
- (7) 住宅の賃貸契約書の写し(住宅賃借の場合)
- (8) 住宅の取得費、賃料等、又はリフォーム費用の領収書若しくは支払額が確認できる書類の写し(住居費を申請する場合)
- (9) 引越しに係る領収書の写し(引越し費用を申請する場合)
- (10) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費を申請する場合)
- (11) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合)
- (12) 公的補助額が分かる書類(住居に関する公的補助を受けている場合)
- (13) 誓約書兼同意書(様式第3号)
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第6 補助金の交付決定及び額の確定

市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を当該申請した者に通知する。

第7 補助金の返還

市長は、前条の規定により補助金の決定及び額の確認を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の額の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 申請日から2年未満で本市から転出したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、補助金を交付することが適当でない市長が認めたと
き。

第8 報告等

- 1 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。
- 2 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。
(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
(この要領の失効)
- 2 この告示は、令和6年4月30日限り、この効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたこの要領に基づく補助金については、この要領の規定は、この要領の失効後も、なおその効力を有する。